

第1回 放射線モニタリング指針検討会議事録

1. 開催日時 : 平成24年8月6日(月) 13:00~14:30
2. 開催場所 : 日本電気協会 3階会議室
3. 参加者 (順不同, 敬称略)
 - 出席委員: 西本主査(中部電力), 天野(東北電力), 伊藤(日本原電), 太田(日立アロカ), 熊谷(中国電力), 五嶋(三菱重工), 後藤(東芝), 小山(日立 GE), 高平(東京電力), 竹田(電源開発), 中村(日本原電), 堀(原子力研究開発機構) (計12名)
 - 代理出席者: 西村(北陸電力・岸本代理) (計1名)
 - オブザーバ: 仙波(原技協) (計1名)
 - 欠席委員: 青野(四国電力), 伊藤(富士電機), 菊池(北海道電力), 中村(関西電力), 柚木(産総研), 吉永(九州電力) (計6名)
 - 事務局: 黒瀬(日本電気協会) (計1名)
4. 配付資料
 - 資料1-1 委員名簿
 - 資料1-2 第8回放射線管理分科会議事録
 - 資料1-3 第9回放射線管理分科会議事録(案)
 - 資料1-4 原子力規格委員会 放射線管理分科会 平成24年度活動計画
 - 資料1-5 平成24年度各分野の規格策定活動
 - 資料1-6 放射線管理分科会での議論のたたき台に対する意見集約
 - 資料1-7 平成24年度活動計画の取組みについて
 - 資料1-8 電気技術規程・電気技術指針について
 - 資料1-9 原子力発電所放射線モニタリング指針 JEAG4606の改訂経緯
 - 資料1-10 原子力発電所放射線モニタリング指針 JEAG4606-2003 抜粋

5. 議事

(1) 会議定足数の確認

出席委員数は12名であり, 検討会決議に必要な条件(委員総数(15名)の3分の2以上の出席)を満たしていることを確認した。

(2) 主査の選任

西本委員を主査とすることが全員賛成で決議された。

(3) JEAC4606の改定の検討

西本主査より, 次の5つの項目が現在の検討内容候補として示された。

- ① 福島事故対応
- ② 国の環境モニタリング指針の移行の対応
- ③ 電事連でのこの10年程度の検討の中から反映するものがあるかどうか
- ④ 原子力発電所以外のことで盛り込むものがあるかどうか
- ⑤ 放射線計測器の品質保証

このうち、福島事故調査報告書からの関連事項の抽出作業については、主査が委員の分担案を示して、後日決めるとして、異論はなかった。

主な質疑は以下のとおり。

- ・高湿度など事故時の過酷な環境の中での測定器の対応

→ベースはJISの規格に基づいている。メーカーとしてはこの指針などで要求レベルが上がるのであれば、その対応も必要かと考えている。

- ・放射線計測器の品質保証の必要性

→事故時の測定のことを考えていたわけではなかった。JISでは製造時の品質については使えるが、使用者として計測器をどう管理するかが、明確ではないということがある。例えば放射線測定器に対して不適合ということをどう考えるのか、1000台あるなかでの1台の故障の時に不適合管理をする必要があるのかないのか、噛み砕いて説明した書き物はない。オシロスコープなどで明確な記載があるものもあるが、放射線計測器ではそこまでにはなっていない。それでここに盛り込んでも良いのではないかという課題認識である。

→年に1回の校正が基本だが、細かな校正頻度について統一するような考え方は作られていない。年1回というのもいろんな対応方法や考え方があるのではないか。

→現場で検査官に年1回説明するとき、このような書物があると助かる。

→保安検査に活用するのであれば、JEAGよりJEACの方が良いのではないか。

→モニタリングポストでは原災法の年1回の規定があるが、サーベイメータもそれに準じる必要があるのかどうか。

→モニタリングポスト以外のものは保安規定より下部の書類や手引きに記載してあり、しばらくされているわけではない。エリアモニタなども昔は保安規定に頻度が書いてあったが、今は台数の記載だけで、壊れたら修理する程度である。

→放射線モニタリング指針では、そもそもサーベイメータについては対象にされていないのではないか。

- ・エンドース対応

→エンドースは規程を対象としている。ただし例外もあり、放射線遮へい設計指針は、規制に必要であったためと考えられるが、指針の時にエンドースされ、その後規程に変更した経緯がある。放射線モニタリング指針は、そうはなっていないが、規程にできるのであれば、そうしていくことが望ましい。

- ・文部科学省測定方針（旧科技庁マニュアル）との整合

→環境モニタリングの部分で類似の記載があり、その整合の確認が必要ではないか。

- ・従来の発電所とは異なる状況への対応（福島事故教訓等）

→β線だけが低い場所が存在した。β線を計測する装置としてはシャロー型というのがあり、 γ と $\gamma + \beta$ という測り方ができるが、初めての経験であり苦労があった。

→過去コバルトで校正していたが、今はセシウムで校正するようになってきており、それも苦労があったので、これらを指針に入れるべきかどうかはわからないが、参考にしてほしい。

- ・厚生労働省からの指導

→主に個人線量モニタリング側のホールボディの内容となっている。

- ・環境放射線の方を強化するか

- 発電所を主な対象としている今の適用範囲を変えることまでは考えていない。
- 事故時報告書に自治体の責任のことが書いてあり、そこをフォローする部署をどう考えるか。事業者は敷地境界までの考え方で良いのか。
- 自治体任せにはできることではなく課題とと思っているが、防災のセクションの方で判断をしてもらう必要があるのではないか。今回の大飯発電所の起動において琵琶湖についてどうするかという検討があるならば、それも参考となるのではないか。
- 自治体が範囲を30kmのように広げようとする動きもある。
- ・シビアアクシデント対応
 - モニタリングポストの電源対策はこれに対応する事項である。その他は不明である。
- ・日本原燃の再処理工場に関する規定
 - 2年くらい前から、日本原燃の方から希望が出されていたが、個人線量モニタリング指針の方の話であり、放射線モニタリング指針についてどうなのかは、事務局から確認する。また、まだ日本原燃からの委員はいないため、規定するとなれば入っていただくことが必要ではないか。2つの指針共に「原子力発電所の」という名称になっているので、そこを変えることになるのではないか。再処理工場ではアルファ核種など発電所とは異なる核種が重要であり、そこに違いがある。また、本年開催された分科会の中で、日本原燃は原子力研究開発機構とで内部被ばくに特化したガイドラインを作っており完成に近づいたということが紹介された。それを使うことができれば比較的スムーズに進むのではないか。
 - 主査からも日本原燃の方に確かめる。

(4) その他

- ・次回の検討会は、他の検討会の状況も見て、9月中ころを想定して準備をしていく。

以 上